

山口市成年後見制度利用促進基本計画 に基づく取組について

1. 山口市成年後見センターの取組
2. 【国】第二期成年後見制度利用促進基本計画最終とりまとめのポイント
3. 令和4年度の取組予定

1. 山口市成年後見センターの取組

(1) 山口市成年後見センターの設置

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関として、令和3年10月1日に高齢福祉課内に山口市成年後見センターを設置

(1) 設置及び運営体制

名 称：山口市成年後見センター
設置場所：山口市健康福祉部高齢福祉課内

設 置 日：令和3年10月1日（金）
運営体制：市直営（専門職を含む専任職員2名、兼任職員3名の5名）

(2) 機能

① 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

- ・ 山口市成年後見制度利用促進協議会の運営
- ・ 成年後見制度の利用促進に係る関係機関・団体の連携体制づくり



② 成年後見制度の利用促進に関する施策の推進

【広報・啓発】

- ・ 成年後見制度や相談支援機関についての情報発信
- ・ 出前講座や成年後見制度及び権利擁護支援の研修

【受任調整・担い手の育成】

- ・ 受任調整会議の運営
- ・ 市民後見人候補者の育成等

【相談対応・利用支援】

- ・ 一般相談
- ・ 地域の相談支援機関への助言
- ・ 弁護士、司法書士等による専門相談の調整
- ・ 申立て手続き、書類作成等への助言
- ・ 利用支援制度の運用（市長申立て、報酬助成等）

【後見人の活動支援】

- ・ 専門職団体、家庭裁判所等と連携した親族後見人等の相談対応の仕組みづくり
- ・ 親族後見人等への啓発活動

(2) 成年後見制度の広報及び啓発

○ 成年後見センターの設置や制度についての周知を図るため、広報活動や研修を実施

① 市報及び市公式ウェブサイトへの掲載

- ・ 市報11月1日号に成年後見センターの特集記事を掲載。
- ・ 市公式ウェブサイトにて成年後見制度に関する情報を掲載。

こんなとき、成年後見制度が暮らしを守ります

- 1 認知症の発症の目撃から 後見を申し立てたい**
 認知症が疑われる目撃が入ることで、認知症の疑いから後見を申し立てたい。本人の意思が不明なため、後見を申し立てたい。本人の意思が不明なため、後見を申し立てたい。
- 2 高齢者虐待から親戚を守りたい**
 高齢者虐待の疑いから親戚を守りたい。高齢者虐待の疑いから親戚を守りたい。高齢者虐待の疑いから親戚を守りたい。
- 3 障がいのある弟の 暮らしを守りたい**
 障がいのある弟の暮らしを守りたい。障がいのある弟の暮らしを守りたい。障がいのある弟の暮らしを守りたい。
- 4 将来、自分が認知症に 陥ったときどうしようか**
 将来、自分が認知症に陥ったときどうしようか。将来、自分が認知症に陥ったときどうしようか。将来、自分が認知症に陥ったときどうしようか。

山口市成年後見センター開所記念講演会
 認知症になった渡平さん〜契約社会と成年後見制度〜

山口市成年後見センター 開設記念講演会
 認知症になった渡平さん〜契約社会と成年後見制度〜

まずはご相談ください

成年後見センター

成年後見制度の種類

種類	特徴	留意点
任意後見制度	本人の意思に基づき、任意で後見人を指定できる。	本人の意思が不明な場合は適用できない。
法定後見制度	本人の意思が不明な場合、法定で後見人を指定できる。	本人の意思が不明な場合、法定で後見人を指定できる。

任意後見制度
 本人の意思に基づき、任意で後見人を指定できる。本人の意思が不明な場合は適用できない。

法定後見制度
 本人の意思が不明な場合、法定で後見人を指定できる。本人の意思が不明な場合は適用できない。

当事者・家族・支援者等、
 どなたでもお気軽にご相談ください。

● 成年後見制度の活用が、財産管理の円滑な実施を必要とする方やその家族、公益者、成年後見人、認知症ケアの専門家などです。

● 専門的な相談には、弁護士や司法書士と連携して対応します。

成年後見センターが
 1. 電話による相談
 2. メール
 3. フォト

② 出前講座

- ・ 関係団体・事業所や市民グループ（概ね10人以上）を対象に、制度や市の取組について説明を行う出前講座を実施。

【実績】
 回数：6回
 参加人数：約200人
 参加団体：民生委員児童委員協議会
 地域包括支援センター
 介護サービス提供事業者連絡協議会
 金融機関



(2) 成年後見制度の広報及び啓発

③ 講演会・セミナー

【講演会】 広く一般市民を対象に制度の普及啓発を図る

◆ 山口市成年後見センター開所記念講演会

日時：令和3年11月15日（月）14：00～15：30

場所：セントコア山口2階 サファイア
（Zoomによるオンライン参加あり）

参加人数：約200人

内容：「認知症になった波平さん～契約社会と成年後見制度～」

講師：渡辺 哲雄氏（菰野町社会福祉協議会法人後見委員会副委員長）



【セミナー】 実務担当者を対象に制度の理解を深める

◆ 第1回成年後見セミナー

日時：令和3年12月16日（木）15：00～17：00

場所：山口市役所3階 第10・11会議室（Zoomによるオンライン参加あり）

参加人数：約80人

内容：「地域福祉権利擁護事業」の仕組みを学ぼう、「市長申立」と「報酬助成」の仕組みを学ぼう

講師：山口市社会福祉協議会、山口市成年後見センター

◆ 第2回成年後見セミナー

日時：令和4年2月14日（月）15：00～16：30

場所：山口市役所会議室棟 会議室A（Zoomによるオンライン参加あり）

内容：成年後見制度について～相談から終了までを通して～

講師：山口県社会福祉士会ぱあとなあ山口 副委員長 藤井 哲治氏

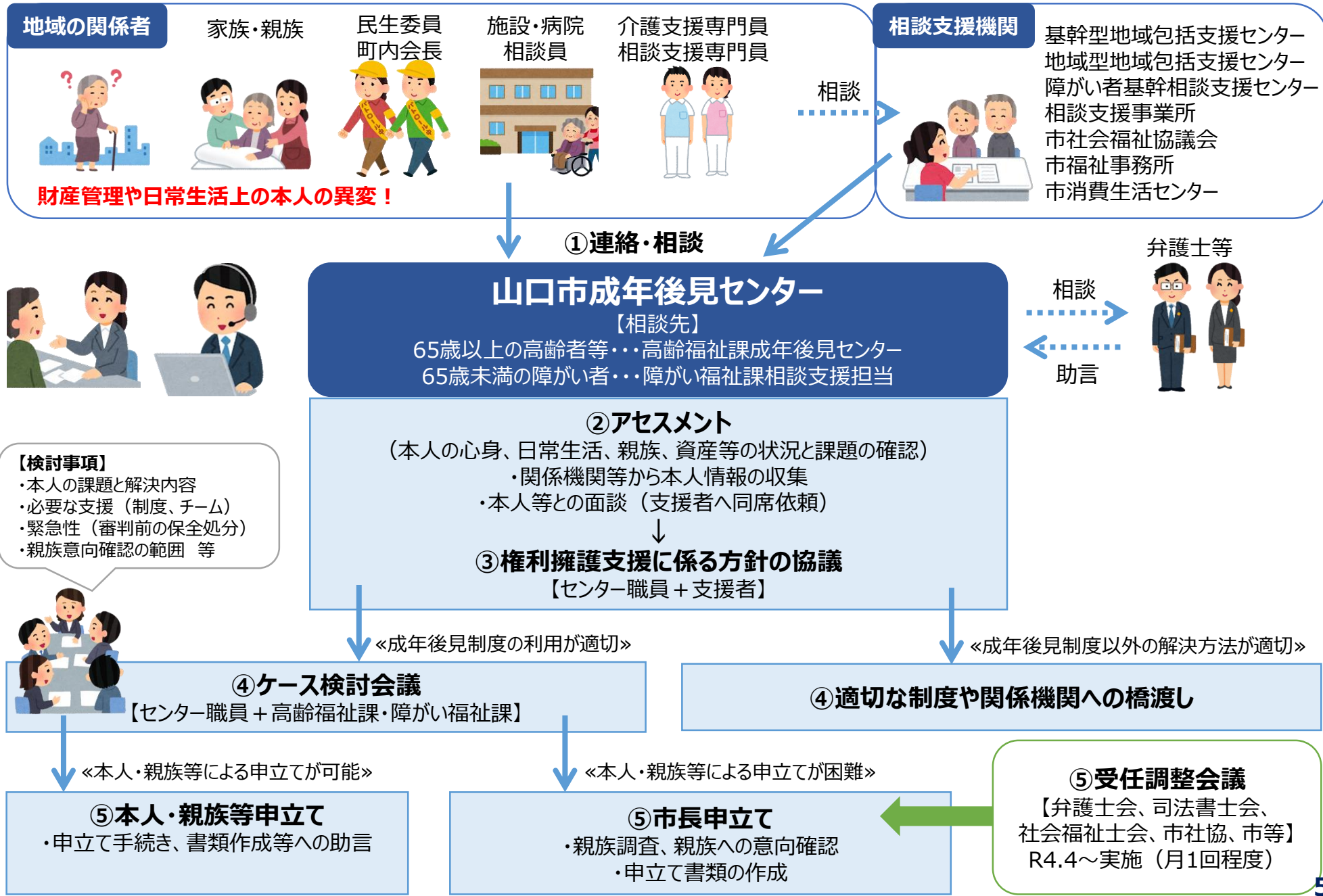
(3) 成年後見制度の相談対応及び利用支援 ①相談・支援の流れ

発見・気づき

相談対応

支援方針決定

制度利用



(3) 成年後見制度の相談対応及び利用支援 ②相談実績

③成年後見制度利用支援事業実施要綱等の改正（報酬助成対象の拡大）

②相談実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	4月～9月	10月～12月
高齢者	38	33	39	37	123	高齢者	40	83
障がい者	6	7	4	11	21	障がい者	10	11
合計	44	40	43	48	144	合計	50	94

- 成年後見センターを設置し、市報等を活用した広報・啓発活動に努めており、相談実績が大幅に増加している。
- 高齢者本人による将来に備えた相談や親族後見の問い合わせが増加している。

【令和3年度相談内容】

- ・ 法定後見制度の内容について
- ・ 市長申立ての相談
- ・ 本人・親族申立ての方法について
- ・ 任意後見制度の内容について
- ・ 遺言、信託 等

③成年後見制度利用支援事業実施要綱等の改正（報酬助成対象の拡大）

- 国の「成年後見制度における市町村申し立てに関する実務者協議」での基本的な考え方に基づき、本市の市長申立ての対象者を本市に住所を有している者に加え、生活保護・老人ホームへの入所等措置者・介護保険の住所地特例対象者・本市が介護給付費や障害者の自立支援給付の支給決定を行っている者へ拡大。
- 報酬助成対象者を市長申立事案だけでなく、親族等申立事案へ拡大（本人の収入・資産状況を勘案）。【いずれも令和3年10月改正】

2. 【国】第二期成年後見制度利用促進基本計画 最終とりまとめのポイント

(1) 第二期成年後見制度利用促進基本計画最終とりまとめのポイント

- 成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定。
- 現行の第一期計画は、平成29年度から令和3年度までが計画期間とされており、国では、新たな基本計画（第二期計画）を本年3月に策定される予定となっている。
- 山口市成年後見制度利用促進基本計画は令和3年3月に策定しており、計画期間は令和3年度から令和8年度までの6年間としている。

成年後見制度の利用促進にあたっての基本的な考え方

- ◆ **地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進**
 - ・ 地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけ
→地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実など、制度利用促進の取組をさらに推進
- ◆ **尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等**
 - ・ 本人の自己決定権を尊重した意思決定支援・身上保護を重視した制度の運用
 - ・ 本人にとっての制度利用の必要性や、制度以外の権利擁護支援による対応の可能性を考慮した、適切な制度利用に向けた連携体制等の整備
 - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の総合的な充実
 - ・ 任意後見制度やきめ細かな対応を可能とする補助・保佐類型が利用されるための取組の推進。
 - ・ 不正防止等の方策の推進
- ◆ **司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり**
 - ・ 権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化

3. 令和4年度の取組予定

(1) 令和4年度の取組予定

① 受任調整会議の開催（新規）

- ・目的：制度利用者等に必要な支援の検討や後見人候補者の検討など、成年後見制度の適切な利用に向けた検討・調整を行う。
- ・構成：専門職後見受任者（山口県弁護士会、山口県司法書士会、山口県社会福祉士会）、山口市社会福祉協議会、山口市
- ・対象：当面、市長申立事案全件

② 地域共生社会の実現に向けた具体的な取り組み

◆成年後見制度利用促進に係る取組と重層的支援体制整備事業との連携

- ・成年後見制度の利用促進に係る取組：国の第二期基本計画において、地域共生社会の実現という目的に向け、権利擁護支援を位置づけ、地域連携ネットワークの一層の充実を図ることとされる予定。
- ・本市が取り組む予定としている重層的支援体制整備事業：地域共生社会の実現という目的に向け、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、①相談支援 ②参加支援 ③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。

→両事業は、地域共生社会の実現という目的を共有しているとともに、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む点や、相談支援という機能を有するという共通点があり、両事業の連携が望ましいとされている。

こうしたことから、重層的支援体制整備事業の実施機関と、成年後見センター、各種相談業務を担う基幹型地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センター等の連携強化を図る必要がある。

- 上記の重点的な取り組みに加え、引き続き、権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化、成年後見制度の利用促進に関する施策（広報・啓発、相談対応・利用支援、受任者の担い手育成、後見活動の支援）の推進を進める。